

(緊急事態発生時の措置)

第61条 事業者は、緊急事態が発生した場合は、労働災害を防止するために、緊急事態対応マニュアルにより適切な行動を取らなければならない。なお、その行動は、教育訓練を通じて修得しなければならない。

解説：

1 緊急事態が発生したときの第1発見者は、あわてることなく「責任者に報告し、指示を受けてから行動する」ことが肝要です。マニュアルがあっても、普段から想定訓練をしていませんとその通り行動できません。したがって、緊急事態対応マニュアルや連絡方法、電話番号等を休憩所、施設、車両等に準備しておくことが必要です。

2 初期消火の対応基準モデル

(1) 救出活動

火災の発見者は、周囲に火災発生を知らせると共に、まず被害者の有無を確認し、救出活動にあたらなければなりません。救出にあたっては、現場の状況を確認し適切な行動を取る必要があります。

負傷者に対しては、火急に、公設機関に通報し、医療機関に搬送しなければなりません。

(2) 指揮所の設置

火災発生の連絡と同時に、防災活動指揮所を設置します。指揮者は、防災組織に基づき、役割担当者別に行動を指示し、外部への連絡、避難誘導、重要書類の持ち出し等適切、敏速に指示し、全体を掌握し、撤収等の意思決定を行ないます。

(3) 拡大防止（初期消火）

消火は、備え付けの消火器、消火設備によって初期消火をします。初期消火は、あくまでも、公設機関が来るまでの応急的な対応であり、人命優先の行動をとる必要があります。

(4) 避難

指揮者は、災害規模が拡大し、身の危険を感じるようになったら、防災活動にあたっている労働者を避難させる必要があります。

また、避難経路や場所等についてはあらかじめ職場内に周知しておく必要があります。

(5) 情報開示

公設機関が到着したら、初期消火状況及び火災源の状況について説明し、消火活動がしやすいように協力します。

3 労働災害の対応基準モデル

（重機を使用して産業廃棄物を積み卸し中の事故）

(1) 被災者の救助

運転手は、重機の運転を停止して、被害者の有無と事故状況等を確認し、負傷者がいる場合は、周囲の人と連携し被災者を救助し、応急処置を施してください。

(2) 責任者への報告

事故が起きた場合は、被災程度に関係なく、同時に責任者に報告してください。責任者は、現場に急行し、事故を確認し、負傷者がいる場合には救護を行い、二次事故を防止するための措置を行った後、公設機関や事業場責任者へ連絡してください。

(3) 現場の保存 重大災害が発生した場合は、当該重機等の災害現場をそのまま保存し、再開にあたっては、公設機関の判断も踏まえて事業者が決定するようにしてください。

4 緊急事態へ事前対応（防災設備等への対応）

(1) 消火設備の設置

(2) 避難設備の設置

(3) 救助機材の配備

(4) 初期消火訓練の実施

(5) 救急訓練の実施

(事後措置)

第62条 事業者は、事故・災害が起こった場合は、初期対応が終了した後に、次の措置を行わなければならない。

- (1) 現場保存の解除指令を出すこと。なお、死亡事故、中毒、クレーン・ボイラー事故、爆発・火災事故等については、労働基準監督署等に連絡の上、その指示にしたがい現場保存をするとともに、解除にあたっては、行政機関の指示に基づいて行うこと。
- (2) 事故災害等の原因を究明し、事故・災害の報告書を作成すること。
- (3) 再発防止策の立案とその実施を推進すること。
- (4) 緊急事態対応マニュアル類の見直し改訂及び教育訓練の実施すること。

解説：

事業者は、緊急事態の事後措置が終了した後、必要に応じ、労働基準監督署等の行政関係や関係機関並びに関係者に概況を報告する必要があります。

また、今後の安全衛生管理体制向上のため、発生した事故・災害の問題点や課題を整理した上で、再度、労働者に教育や訓練を実施する必要があります。

第7章 収集運搬作業の安全衛生管理基準

第7章 収集運搬作業の安全衛生管理基準

第1節 排出物の確認

(排出物の危険有害情報の入手)

第63条 事業者は、産業廃棄物の収集運搬及び処理等を行うときは、排出事業者から事前に、取り扱う産業廃棄物の成分、物性、特性等の危険・有害性に関する情報をもれなく正確に把握しなければならない。

(1) 対象産業廃棄物の収集運搬時及び中間処理時に必要な「産業廃棄物処理委託契約書」、「マニフェスト」、「廃棄物処理委託仕様書」、「廃棄物物性・安全データシート」等を入手すること。

また、「容器添付用ラベル」を容器に添付するよう協力を求めること。

(2) 契約書や仕様書等の内容を確認しておくこと。

(3) 対象産業廃棄物のマニフェストを排出者から交付を受け、記載内容の確認を行い適正に処理すること。

(4) 対象産業廃棄物の密閉状態、漏れの有無、内容・量等表示の点検・検査を行うこと。

解説：

産業廃棄物には種々の危険物や有害物が含まれているので、第三者が処理をする場合は、排出事業者から対象廃棄物の危険・有害性についての詳細な情報を入手するとともに、排出事業者から可能な限り安全化処理を行なった物を受け入れるようにしてください。

排出事業者からの産業廃棄物に対しては、つきの共通的内容について確認する必要があります。なお、不明の場合は、排出事業者に確認し情報を入手してください。

- (1) 運搬容器への内容物表示
- (2) 取扱方法についての情報提示
- (3) 漏えい・流出・飛散防止のための対策
- (4) その他、注意事項の表示もしくは提示

第2節 収集運搬車輌等の作業基準

(一般的事項)

第64条 事業者は、収集運搬に用いる車輌の作業においては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 運転免許証等の携帯、車検等の備え付けを確認すること。
- 2 車輌の日常点検を実施すること。

- 3 シート、ロープ等飛散防止対策に必要な用具等の状況を確認すると共に、走行中に落下しない対策を講じること。
- 4 収集運搬にあたっては、常に整理、整頓、清掃、清潔に留意すること。
- 5 火災等の緊急時の対応できるように、車両等に消火設備を備えておくこと。
- 6 遠距離運搬の場合は、適宜休憩時間を取り、疲労の蓄積を防ぐこと。

解説：

- 1 事業者は、収集運搬作業の安全確保を図るため、自動車を使用している場合は、有資格者の中より運行管理者や安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任し、教育、啓発、車両の点検等の管理活動を行うようにしてください。
- 2 車両等の運転者は、交通労働災害防止担当管理者、運行管理者や安全運転管理者等からの指示事項や命令事項については遵守しなければいけません。
- 3 収集運搬作業や車両管理等の問題点等については、安全衛生委員会等の議題として取り上げるようにしてください。なお、厚生労働省では、交通労働災害防止管理体制、適正な労働時間等の管理及び走行管理を主な内容とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定し、普及活動に努めています。

(排出元での作業)

第65条 事業者は、排出元での作業に関し、次の事項を作業者に遵守しなければならない。

- 1 作業に先立ち、廃棄物の種類、性状、排出量及びマニフェストの記載内容を確認すること。
- 2 廃液、汚泥等を収集する際に、有害物に接触する危険がある場合は、廃液分析結果（物質名）を記載した書面を排出者から受け取り、取扱上の注意事項を確認の上、適切な保護具を着用し作業をすること。
- 3 廃棄物の積み込み時に、粉じんや有害ガスが発生する危険がある場合は、防じんマスク又は防毒マスクを着用させること。また、重量物を取り扱う場合は、腰部に負担を掛けない姿勢で行うこと。
- 4 特別管理産業廃棄物の収集・運搬は分別収集を行うこと。

解説：

- 1 排出元での作業で大事なのは、廃棄物の性状等の情報を適切に把握することです。即ち、(社)全国産業廃棄物連合会が制定している「廃棄物処理委託仕様書」「廃棄物物性・安全データシート」「容器添付用ラベル」を携帯し、内容を確認するとともに、不明な場合は、排出元に確認し、それでも不明な場合は、廃棄物を引き取らないようにしてください。
なお、労働者には、廃棄物に関する教育を定期的に行うようにしてください。
- 2 一方、従事する労働者も、産業廃棄物、特に特別管理産業廃棄物の内容につ

いて熟知し、安全な取扱い方法や危険性について十分な知識を持つように努めることが大事です。

- 3 有害危険物の発火等に備えて、必要な消火器や中和剤等を車輛に準備するようしてください。

(最終処分場での作業)

第66条 事業者は、最終処分場で荷卸し等の作業をする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 廃棄物の荷卸し時に、粉じんや有害ガスが発生する危険がある場合は、防じんマスク又は防毒マスク等を着用させること。
- 2 また、埋め立て地では、埋め立てた廃棄物から嫌気性ガス（メタン、炭酸ガス、アンモニア、硫化水素等）が発生している可能性があるので、状況に応じ適切な安全衛生保護具を着用させること。
- 3 作業によって廃棄物が発火する危険性がある場合には、作業現場に消火用水の準備又は消火剤の配置を行うこと。
- 4 埋立地では、措置された搬入路を走行し、一時停止等のルールを守り、他の車輛との接触をさけるとともに、安定した地盤で荷卸しをすること。
- 5 搬入車輛等に付着して埋立地外へ廃棄物が飛散・流出することを防止するため、埋立地内部を走行する場合には、タイヤ等が直接廃棄物と接触することがないよう措置された搬入路のみを利用すること。作業終了後にタイヤ等の洗浄を行うこと。

解説：

- 1 産業廃棄物の最終処分場への搬送に際しては、対象物が安定型、遮断型、管理型のいずれに該当するか排出業者交付のマニフェストを確認の上搬入するようしてください。
- 2 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物の余熱が原因で火災になったり、有害ガスが発生していることがあります。荷卸し時には、状況をよく確認して作業をする必要があります。

第3節 収集運搬車別作業

(パッカー車)

第67条 事業者は、パッカー車を用いて作業を行う時は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 収集作業時にパッカー車の投入口のステップ等に乗車したり、開口したまま移動しないこと。また、移動中は、メインスイッチを切っておくこと。